

萩市介護人材資格取得等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、萩市における介護保険サービスに従事する者の確保及び介護保険サービスの安定的な提供を図るため、介護職員研修の受講及び国家資格の取得（以下「研修受講等」という。）に係る費用の一部を助成することにより、介護人材の育成と介護サービスの質の向上を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号、以下「省令」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程
- (2) 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号、以下「法」という。)第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県の指定した養成施設において実施される研修
- (3) 介護福祉士国家試験 法第40条第3項において準用する第6条の規定する国家試験
- (4) 介護支援専門員実務研修受講試験 省令第113条の3に規定する試験
- (5) 介護支援専門員実務研修 省令第113条の4に規定する研修
- (6) 介護サービス事業所等 萩市内に設置された、別表1に掲げる各種サービスを提供する事業所又は救護施設

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する者のうち、次のアからエまでの全てに該当する者
 - ア 市税等を滞納していないこと。
 - イ 萩市内に設置された介護サービス事業所等に勤務する職員、又は介護サービス事業所等に入職予定者、又は介護サービス事業所等に入職希望者であること。ただし、正規職員、非正規職員等の雇用形態は問わない。
 - ウ 助成金の対象経費となった研修受講等を終えた後、萩市内に設置された介護サービス事業所等において、1年以上継続して勤務すること。なお、入職希望者については、助成金の対象経費となった研修受講等を終えた後、1年以内に萩市内に設置された介護サービス事業所等に入職し、かつ1年以上継続して勤務すること。
 - エ 類似する助成金や貸付金等を重複して受給していないこと。
- (2) 市外に住所を有する者のうち、次のアからエまでの全てに該当する者
 - ア 住所地の市税等を滞納していないこと。

イ 萩市内に設置された介護サービス事業所等に勤務する職員、又は介護サービス事業所等に入職予定者、又は介護サービス事業所等に入職希望者であること。ただし、正規職員、非正規職員等の雇用形態は問わない。

ウ 助成金の対象経費となった研修受講等を終えた後、萩市内に設置された介護サービス事業所等において、2年以上継続して勤務すること。なお、入職希望者については、助成金の対象経費となった研修受講等を終えた後、1年以内に萩市内に設置された介護サービス事業所等に入職し、かつ2年以上継続して勤務すること。

エ 類似する助成金や貸付金等を重複して受給していないこと。

(助成対象経費及び助成金額等)

第4条 助成対象経費及び助成金額は別表2のとおりとし、当該年度予算の範囲において助成金を交付する。

- 2 当該助成は、申請の年度に関わらず、助成金の区分毎に1人1回の申請を限度とする。
- 3 同一年度において、複数の助成金の区分に申請があった場合に、当該助成限度額の合計が95,000円を超えるときは、95,000円を限度とする。
- 4 助成金の額は、助成対象経費の実額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、予算に不足が生じた場合は、同月の申請に係る助成対象経費により按分する。

(助成金交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、萩市介護人材資格取得等助成金交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、研修受講前又は受講開始後30日以内(国家試験にあっては受験日前)までに市長に提出しなければならない。

- (1) 受講内容、受講等費用及び日程等が記載された資料の写し
- (2) 介護福祉士国家試験受験申込書の写し又は受験票の写し
- (3) 誓約書兼同意書(別記第2号様式)
- (4) 住所地において市税等の滞納がない旨の証明書(市外に住所を有する者のみ)
- (5) 緊急連絡先申出書(別記第2号様式の2、入職希望者として申請した者のみ)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金交付決定)

第6条 市長は、前条の規定に基づく申請書が提出された場合は、これを審査し、萩市介護人材資格取得等助成金交付(不交付)決定通知書(別記第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更の承認申請)

第7条 前条の交付決定を受けたものが、交付の決定後に生じた事情等により申請内容を変更しようとするときは、萩市介護人材資格取得等助成金変更承認申請書(別記第1号様式の2)に変更内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、萩市介護人材資格取得等助成金変更交付決定通知書(別記第3号様式の2)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の変更交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により助成金の変更交付決定をした場合において、変更後の交付決定額を上回る額の助成金が既に交付されているときは、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

(助成金の請求及び交付)

第9条 申請者が、第6条又は前条の規定に基づく助成金の交付を受けようとするときは、萩市介護人材資格取得等助成金交付請求書(別記第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、概算払の場合はこの限りではない。

(1) 研修受講等費用を支払ったことが確認できる書類(領収書等)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定に基づく請求が適正であると認めるときは、助成金を交付するものとする。

3 助成金の交付は、研修受講等費用等の納付を考慮し、概算払することができるものとする。

(修了報告)

第10条 申請者は、研修受講等を終えたときは、当該終了の日から60日以内に萩市介護人材資格取得等助成金修了報告書(別記第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 研修受講修了証明書の写し

(2) 介護福祉士国家試験受験票の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(就労報告)

第11条 申請者が、入職希望者として申請し、勤務先が決定したときは、決定から30日以内に萩市介護人材資格取得等助成金就労報告書(別記第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 就労決定したことが確認できる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 法令又は公序良俗に違反する行為があったとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき助成金交付決定を取り消したときは、萩市介護人材資格取得助成金取消し及び返還通知書（別記第7号様式）により、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

(助成金の返還免除)

第13条 前条の規定に基づいて助成金の返還命令を受けた申請者に、やむを得ない事由があるときは、萩市介護人材資格取得助成金返還免除申請書（別記第8号様式）を市長に提出することができる。

2 市長は、前条の申請書が提出された場合は、これを審査し、萩市介護人材資格取得等助成金返還免除（却下）決定通知書（別記第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の萩市介護人材資格取得等助成金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後の日に開講する研修又は実施する試験に係る申請について適用し、同日前の日に開講した研修又は実施した試験に係る申請については、当該研修期間の末日又は試験の実施日にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

211211 別表 1 (第 2 条関係)

1. 介護保険法に基づく介護サービス

居宅サービス	居宅介護支援 訪問介護 (ホームヘルプ) 訪問入浴介護 訪問リハビリテーション 訪問看護 通所介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション (デイケア) 短期入所生活介護 (ショートステイ) 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム、軽費老人ホーム等) 介護医療院
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護 療養通所介護 認知症対応型通所介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援 短期入所 (ショートステイ) 療養介護 生活介護 施設入所支援
訓練等給付	自立生活援助 共同生活援助 (グループホーム) 自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型) 就労移行支援 就労継続支援 (A型・B型) 就労定着支援

3. 児童福祉法に基づくサービス

障がい児通所給付	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援
----------	--

4. 救護施設 (生活保護法第 38 条第 1 項第 1 号によって規定された保護施設)

別表 2 (第 4 条関係)

助成金の区分	助成対象経費	助成金額 (助成限度額)	備 考
介護職員初任者研修	入学料、受講料、教材費、修了試験受験料	実額 (50,000円)	交通費、参考図書代、コピー代、インターネット利用料金等を除く
介護福祉士実務者研修		実額 (80,000円)	
介護福祉士国家試験	受験料	実額 (15,000円)	登録免許税、交通費、宿泊費、参考図書代等を除く
介護支援専門員実務研修受講試験	受験料	実額 (9,000円)	登録免許税、交通費、宿泊費、参考図書代等を除く
介護支援専門員実務研修	受講料	実額 (30,000円)	交通費、参考図書代、コピー代、インターネット利用料金等を除く